

新座市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(令和6年12月10日 市規則第41号)

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。次条及び第7条において「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める書類)

第2条 省令第1条の2第1項に規定する市長が必要と認める書類は、マンション管理適正化推進センターが作成した法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準にあっては、都道府県等マンション管理適正化指針に係るものを除く。）に適合していることを示す書類とする。

(申請の取下げ)

第3条 法第5条の3第1項の規定による認定の申請、法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請（次条において「申請」と総称する。）を取り下げようとする者は、申請取下書を市長に提出しなければならない。

(認定をしない旨の通知)

第4条 市長は、申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しないと認める場合は、認定をしない旨の通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(報告)

第5条 法第5条の5に規定する認定管理者等（次条第2項及び第7条において「認定管理者等」という。）は、法第5条の8の規定により報告を求められたときは、状況報告書に必要な書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第6条 法第5条の9の規定による命令は、改善命令書により行うものとする。

2 認定管理者等は、法第5条の9の規定による命令を受け、必要な措置を講じたときは、改善報告書に必要な書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第7条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ申出書に省令第1条の6の通知書（法第5条の6第1項の規定による認

定の更新を受けた者にあつては省令第1条の8の通知書、法第5条の7第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては省令第1条の11の通知書)を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(取消しの通知)

第8条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の新座市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の実施に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。